



いよいよ12月です。確定申告の準備はできていますでしょうか？

県懇談

県民の安心・安全・公正・公平を強く要望！

11月1日(月)静岡県庁にて、くらしと福祉の充実を求める国民大運動の県懇談がありました。浜松民商から足田会長と柴田事務局長が参加しています。



静岡県の緊急事態宣言時について、コールセンターに電話が繋がりにくいこと、まん延防止措置期間から緊急事態宣言に移行する際の準備期間がなかったこと、コールセンターの担当者によって回答に差異があったことなどを提示。感染状況をふまえて国が決め、それから県が方針を決めるということ、今回周知期間も短かったことに関してでは申し訳なかったとし、今後は周知・準備の呼び掛けもするとのこと。

パソコンやスマートフォンなどを使用していない人に情報が行き届いていないことに関しては、今後なんらかの対策を考えていくと回答しました。

新型コロナウイルス感染拡大で外出自粛や人との接触到し警戒を呼びかける中で、密接度の高い理美容業にも多大な影響が出ています。緊急事態宣言下ではどの業種もコロナの影響が出ているとして、県として支援を要求。それに伴い創設されたのが、幅広い業種が対象となった「応援金」です。しかし応援金は事業税の対象となりますので、注意してください。

新型コロナウイルスという未曾有の危機を乗り越え、静岡県民のくらしや経済・社会を守っていくには、科学的な知見に基づく感染対策を行い、一時的な保障や助成だけでなく、格差を是正、貧困をなくす社会をつくる抜本的な改革と施策が必要です。今後も懇談を重ね、実現に向けていきたいです。



消費税インボイス学習会



11月19日(金)浜松民商にて学習会を昼夜2回行い、昼27名・夜32名の参加がありました。YouTubeにある国税庁動画チャンネルの「インボイス塾！」の動画を視聴、先日県婦協や県青協のオンライン学習会で使用したインボイスについての資料や税務署でもらった資料を使い、みんなでの消費税インボイス制度について学習しました。質疑応答では「現在課税業者だけど、どうすればいいのかわかるか?」「登録したらその日から課税業者になってしまうのか?」「登録は任意ということだが、どうすればいいのかわかるか?」

「会社に建物を貸している場合は?」「美容院だけでも登録したほうがいい?」「建設業で、元請と手間請けどちらもやっているけど、どうすればいい?」など、様々な質問が出ました。飲食店の会員さんからは「自分が課税業者になっても、仕入先は免税のままだと思ってしまうから仕入先を変えるしかない」と悲痛の声がありました。最後は山本副会長から、消費税インボイス制度の実施中止を求める署名への協力も訴えました。今回の学習会で制度の内容を改めて知り、中止すべきだと再認識し、「署名用紙何枚かもらえる?」という会員さんもいました。



名前は知っているけど、インボイスよく分からない...



うちはなにを準備しなきゃいけないのかな...?

国保署名提出

10月27日(水)浜松民商も加盟する、国民健康保険を良くする会で「国民健康保険料の改善を求める請願」署名を浜松市議会議長に2348名分提出しました。

昨年よりも半数近く少ない数でしたが、国保料が生活を圧迫していること、少しでも下げてほしいことを訴えています。

署名は大きな力となります。暮らしやすい浜松市にするため、今後ご協力宜しくお願いします。



確定申告・年末調整

年が明けるとあっという間に申告期限が来てしまいます。早めに一年間のまとめをしましょう。

そして、みんなで一緒に3・13重税反対統一行動に参加しましょう。今年度は3月11日(金)です。

民商外ではまだまだ記帳義務等を知らない業者、申告をしていない業者がたくさんいます。同業者・取引先等にも声をかけて、「記帳・税金のことは民商へ相談を！」と呼びかけてください。給付金申請にも確定申告が必要です。あなたの一言が身近な業者を救います。

年末調整は専従者や従業員の年間給与を確定させる大切な手続きです。各支部で計算会が開かれるので、書類をそろえて計算会に参加しましょう。



今後の予定

- 12/1(水) 初心者向けパソコン教室 (要予約)
- 12/4(土) 無料法律相談 (要予約)
- 12/5(日) 全国業者婦人決起集会オンライン
- 12/9(木) 弥生会計・年末調整学習会 (要予約)
- 12/15(水) 初心者向けパソコン教室 (要予約)
- 12/19(日) 浜松民商婦人部総会
- 12/24(金) 消費税各界連署名行動(三方原・萩丘)
- 12/29(水)~1/5(水) 事務所年末年始休暇

登記に関すること

法人の方は
ご注意を！！

「株式会社」の取締役及び監査役の任期は定款で定め、最長で選任後10年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで延長することができます。

任期が満了する場合には、定時株主総会における取締役・監査役等の選任、取締役会の決議や取締役の互選等による代表取締役の選定等を行った上、その旨の変更の登記を申請する必要があります。同じ人が再任しても登記が必要です。

もし変更登記をしないまましていると...



過料に処せられる



登記事項に変更が生じたときは、2週間以内に変更の登記をしなければならず、もし怠ったときには100万円以下の過料に処することとされています。



会社が解散したとみなされる



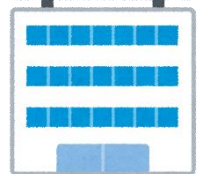
法務局では休眠会社の整理作業を行っているため、最後の登記から12年以上が経過した会社について、一定の条件で解散したものとみなされて登記がされてしまい、事業活動を続けるために余計な手続きをしなければなりません。

※「株式」以外の方もご注意を！

また、有限会社など他の会社形態も含め、変更登記忘れにはご注意ください。

- ✓会社の所在地変更
- ✓代表者の住所変更
- ✓役員の変更 (死亡も含む)
- ✓会社の目的の変更 など

法務局



弥生会計学習会
同日開催！

年末調整ソフト学習会

パソコンで行う年末調整の学習会です。「従業員が複数人いる」「生命保険料控除などが多い」「給料の金額が毎月違う」などの人にオススメです。

開催日:12月9日(木)13:30~、19:30~

場 所:浜松民商事務所

弥生会計学習会は
年調ソフト学習会のあと！

持ち物:パソコン、令和3年の源泉徴収簿、納付書、従業員の住所・生年月日、給料明細(今年)、国民年金・生命保険・地震保険の各種控除証明書、国保等支払証明書(あれば)